



久御山町上下水道だより

2023. 3

発行 久御山町事業環境部上下水道課
〒613-8585 久御山町島田ミスノ38番地
TEL : 075-631-9987 / 0774-45-3919
FAX : 0774-46-0086

上下水道事業経営審議会に「久御山町水道事業ビジョン及び経営戦略の改定について」諮問しました。

本町上下水道事業では、事業の効率的かつ円滑な経営を図るため、町長の諮問に応じ、経営問題や将来の事業計画、料金のあり方などの重要事項について調査審議し答申するための附属機関として、令和2年7月に久御山町上下水道事業経営審議会を設置しました。

委員は、「学識経験者」「識見を有する者」「公募による住民」などで、8人以内の構成で、任期は2年となっています。

令和4年度は、令和2年度に就任いただいた委員の任期が満了となったため、新たに委員を委嘱しました。

また、令和4年度第2回の経営審議会では、安全

・安心な水道水を持続的・安定的に供給できる水道事業の実現を目指すため、改定時期を迎える「久御山町水道事業ビジョン」及び「久御山町水道事業経営戦略」の改定について諮問しました。

今後、令和5年度も引き続き「水道事業ビジョン及び経営戦略の改定について」審議いただき、令和5年12月には、審議会から答申を受ける予定をしています。

審議会の資料と議事録は町ホームページに掲載しています。

町ホームページ▶各課の窓口▶事業環境部上下水道課（2階）
▶お知らせ▶久御山町上下水道事業経営審議会

令和4年度久御山町上下水道事業経営審議会

●第1回経営審議会（令和4年8月1日開催）

- ・会長及び副会長の選出
会 長：西垣泰幸教授（龍谷大学経済学部教授）
副会長：伊藤禎彦教授（京都大学教授・大学院工学研究科都市環境工学専攻）
- ・上下水道事業の概要について

●第2回経営審議会（令和4年10月6日開催）

- ・諮問「久御山町水道事業ビジョン及び経営戦略の改定について」
- ・水道事業ビジョン（第2次）について
ア 水道事業ビジョンの策定にあたって
イ 水道事業の概要
- ・施設見学（佐古浄水場）

●第3回経営審議会（令和4年11月2日開催）

- ・水道事業ビジョン（第2次）について
ア 現状と課題
イ 将来の事業環境



佐古浄水場を見学する審議会委員



西垣会長に諮問書を渡す信貴町長

●第4回経営審議会（令和5年2月1日開催）

- ・水道事業ビジョン（第2次）について
ア 将来の事業環境
イ 投資・財政計画（収支計画）

●第5回経営審議会（令和5年3月30日開催）

- ・令和3年度水道事業会計決算の報告について
- ・令和3年度水道事業経営戦略の事後検証について
- ・令和3年度下水道事業会計決算の報告について

令和3年度 水道事業会計 決算

令和3年度の収益的収支における収入は、前年度と比較して136万円（0.2%）減少し、5億8,750万円となりました。支出は、本町水道事業が受水している京都府営水道の料金改定に伴う受水費の増加等により、前年度と比較して2,346万円（4.2%）増加し、5億8,677万円となりました。その結果、当年度純利益は、前年度と比較して2,482万円（97.1%）減少し、73万円となりました。

本町水道事業では、平成29年度から赤字決算が続くなか、事業経営の健全化を図り、水道施設の計画的な更新及び耐震化に必要な財源を確保するため、令和2年1月以後に確定する水道料金から料金改定を実施しましたが、その結果、令和3年度は、令和2年度に引き続き黒字決算を達成する

ことができました。

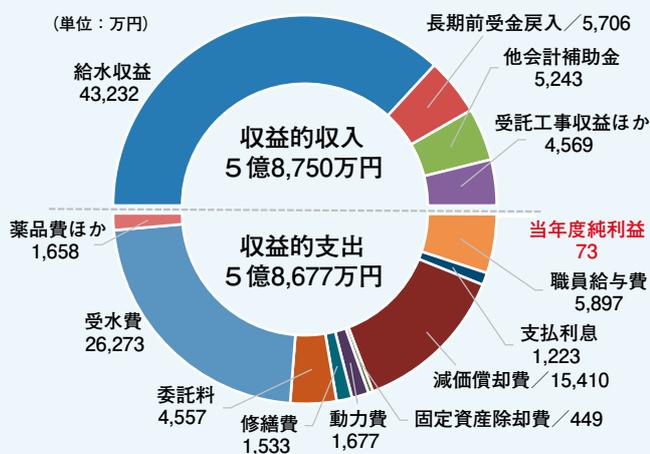
しかしながら、今後も、人口減少や節水機器の普及等の影響により水需要が減少する見込みであり、また、京都府営水道の料金がさらに値上げされるなど、経営状況はさらに厳しくなっています。

安全・安心な水道水を持続的・安定的に供給していくため、平成30年度に策定した「久御山町水道事業経営戦略」に基づき、事業経営のさらなる効率化を図るとともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めます。

詳しい決算の内容は、町ホームページに掲載している令和4年度第5回久御山町上下水道事業経営審議会の会議資料をご覧ください。（近日掲載予定）

●収益的収支（税抜）

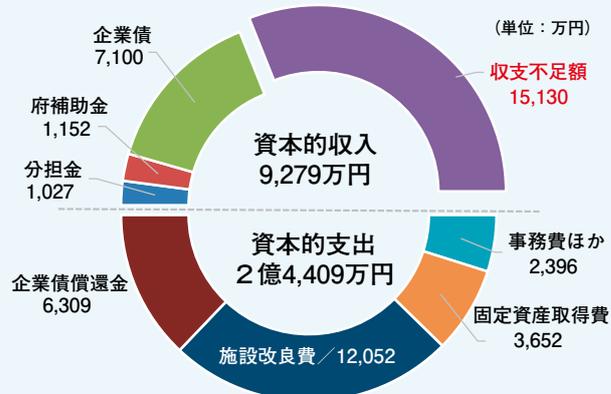
みなさまからお支払いいただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作り、ご家庭や事業所に送るための費用です。主な費用は、京都府営水道から水を購入する経費（受水費）や固定資産の減価償却費などです。



※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症支援対策として水道料金の減額を実施しており、減額分は、一般会計から全額補助金として繰り入れています。減額分の4,410万円を足した実質の給水収益は4億7,642万円となります。

●資本的収支（税込）

工事費用に充てるための借入金（企業債）や給水管を新設する際などにお支払いいただく分担金などの収入と、過去に借入れた企業債の償還金や配水管の耐震化、浄水場設備の更新などのための費用です。資本的収支が不足する額は内部留保資金等で補ってんしています。



漏水にご注意ください

普段お使いの水量と比べ極端に水量が変わっているときは、漏水の可能性があります。検針の際に、検針員が確認のお声掛けをさせていただく場合がありますが、ユーザーで定期的に水道メーターをご確認いただくことで、漏水の早期発見につながります。

宅地内漏水の見分け方

宅地内のすべての蛇口を締め、メーターボックス内にある水道メーターのパイロットを確認してください。パイロットが回っている場合は、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。

修理は、必ず町が指定する給水装置工事業業者に依頼してください。なお、漏水修理にかかる費用は、お客様の負担となります。

また、地下での漏水で、速やかに修理された場合は、上下水道料金を減免できることがあります。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

パイロット



町ホームページ ▶ 各課の窓口 ▶ 事業環境部上下水道課（2階） ▶ お知らせ ▶ 漏水したときは

令和3年度 下水道事業会計 決算

令和3年度の収益的収支における収入は、有収水量の増加に伴う下水道使用料収入の増加などにより、前年度と比較して58万円（0.1%）増加し、7億5,235万円となりました。支出は、下水道維持管理負担金や支払利息などの減少により、前年度と比較して2,741万円（4.1%）減少し、6億3,827万円となりました。その結果、当年度純利益は、前年度と比較して2,799万円（32.5%）増加し、1億1,408万円となりました。

令和3年度は、前年度と比較して費用が大き

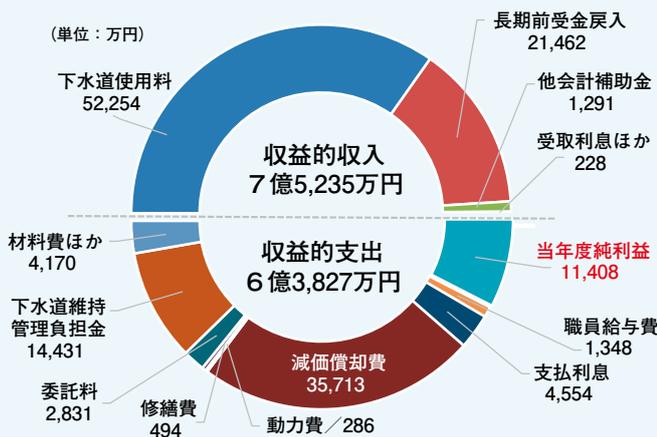
減少したことにより、大幅な黒字決算となりましたが、今後は、水道事業と同様、人口減少等の影響により使用料収入は減少していくことが見込まれます。

今後も、本町下水道事業の中長期的な事業計画である「久御山町下水道ビジョン」に基づき、効率的な事業運営に努め、下水道施設を適切に維持管理し、修繕・改築を計画的に進めていきます。

詳しい決算の内容は、町ホームページに掲載している令和4年度第5回久御山町上下水道事業経営審議会の会議資料をご覧ください。（近日掲載予定）

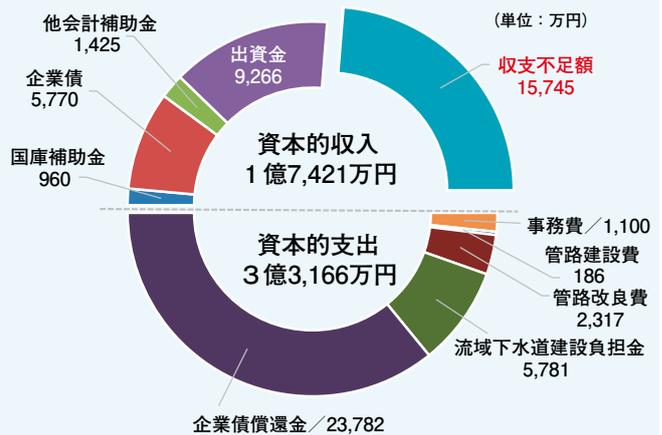
●収益的収支（税抜）

みなさまからお支払いいただく下水道使用料を中心とした収入と、家庭や工場などから排出された汚水を下水処理場へ送り、きれいな水に処理するための費用です。主な費用は、汚水処理にかかる経費として木津川流域下水道に支払っている維持管理負担金や固定資産の減価償却費などです。



●資本的収支（税込）

工事費用に充てるための借入金（企業債）や資金不足を補てんするために繰入れている一般会計からの出資金などの収入と、過去に借入れた企業債の償還金や施設整備にかかる経費として木津川流域下水道に支払っている建設負担金、下水道管渠の敷設などのための費用です。資本的収支が不足する額は内部留保資金等で補てんしています。



下水道は正しく使いましょう

公共下水道は、ご家庭や事業所からの汚水を集める下水道管と、汚水を処理する処理場で構成されています。下水だからといって何を流してもいいということではありません。下水道に障害を及ぼすおそれのあるものを投入または排除し、下水道管に詰まりが発生した場合には、下水道法に基づき、調査費及び復旧作業にかかる費用をご負担いただく場合があります。みんなの財産である公共下水道を正しく使いましょう。

【流してはいけないもの】

●水に溶けないもの

ティッシュ、紙おむつ、たばこ、ビニール、布類など

●天ぷら油やサラダ油などの廃油

食用油の廃油を流すと下水管の中で固まり、管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させる原因になります。

●野菜くずや残飯

野菜くずや残飯類を流すと下水管の詰まりの原因になります。

●有害物や危険物

農薬や殺虫剤などの有害物は、処理場で汚水処理に支

障をきたします。また、ガソリンや石油、シンナー類などの揮発性の高い危険物を流すと爆発事故の発生の原因になりますので絶対に流さないでください。

●土砂やモルタルが含まれている工事中排水

土砂やモルタルが含まれている工事中排水を流すと、下水道管内に堆積し、流下機能を損なうこととなります。

町ホームページ▶各課の窓口▶事業環境部上下水道課（2階）▶下水道▶下水道は正しく使いましょう



新型コロナウイルス感染症対策 水道料金を減額

新型コロナウイルス感染症が経済的・社会的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、住民生活や経済活動を支援するため、令和2年4月～7月の4か月間、令和3年4月～7月の4か月間、令和4年6月～9月の4か月間、水道料金の減額を実施しました。

現在も感染症は収束することなく、経済は非常に厳しい状況が続いています。こうした状況を踏まえ、継続した支援のため、再度、水道料金の減額を実施します。

- ▶ **期 間** 令和5年2・3月分（4月請求分）
- ▶ **対 象** 本町と給水契約をしている水道使用者
- ▶ **内 容** 水道料金のうち基本料金を2か月分全額免除
※生活困窮世帯などへの減免を受けている人は、4か月分（2月～5月）減額します。
- ▶ **申 込** 不要。減額分を差し引いた額で請求します。
- ▶ **その他** 水道メーター検針時に投函する「ご使用水量のお知らせ」は、減額前の料金です。請求時に下表の基本料金を減額します。

■ 基本料金一覧表（2か月・税込み）

口径	基本料金	口径	基本料金
20mm以下	2,200円	50mm	55,000円
25mm	3,300円	75mm	132,000円
30mm	6,600円	100mm	242,000円
40mm	26,400円	200mm	1,100,000円

■ 水道料金減額の例

口径20mm以下、使用水量40m³（2か月）のとき

水道料金	基本料金	2,200円	→	減額後	0円
	従量料金	4,070円			
	合 計	6,270円	→	減額後	4,070円
					（▲2,200円）

■ 集合住宅に住んでいる人

集合住宅の給水契約は、本町と建物オーナーや管理会社（以下「管理会社等」という。）が契約しているときと、本町と居住者が直接契約しているときがあります。管理会社等が給水契約をしているときは、管理会社等に対して請求する水道料金の基本料金を減額します。管理会社等に水道料金をお支払いの人は、管理会社等に確認してください（居住者の水道料金が、必ず減額されるわけではありません）。



久御山町のマンホール蓋のデザイン



久御山町下水道キャラクター ～スマッシー～

『スマッシー』の由来

水を『澄ます』、カエルを水に『住ます』から“スマッシー”と名付けられました。